

# の保険料決定

7月中旬に  
通知書を送付

問い合わせ 市民税務課 ☎2128

## 国民健康保険

平成29年度の国民健康保険の保険料率が表のとおり決定しました。

納付通知書は7月中旬に世帯主に送付します。世帯主が国民健康保険の加入者でない場合でも、納付義務者は世帯主となるため世帯主宛に送付します（このような世帯主を擬制世帯主といいます）。

### 保険料の納付方法

#### 特別徴収（年金天引き）

世帯主を含む国民健康保険加入者全員が65歳から74歳までで、次の要件をすべて満たす場合、保険料が世帯主の年金から天引きされます。

- 世帯主の介護保険料が特別徴収されている
- 特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上である
- 介護保険料との天引き額の合計が、年金受給額の2分の1以下である

#### 普通徴収（納付書払・口座振替）

特別徴収の要件に該当しない方や国民健康保険に加入したばかりの方などは、納付書または口座振替で納付してください。

なお、特別徴収の対象となる方でも、申し出をすれば、口座振替で納付することができます。

※ 事前に金融機関での手続きが必要です。

#### 保険料の軽減

所得が次に該当する世帯の方は、均等割・平等割に軽減措置があります。

※ 今年度から5割・2割軽減の対象所得の基準が拡充されています。

#### 7割軽減

被保険者（擬制世帯主を含む）の所得の合計が33万円以下の世帯

#### 5割軽減

被保険者（擬制世帯主を含む）の所得の合計が（33万円＋27万円×被保険者数）以下の世帯

#### 2割軽減

被保険者（擬制世帯主を含む）の所得の合計が（33万円＋49万円×被保険者数）以下の世帯

軽減対象を判定するときの被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移した方を含みます。

昭和27年1月1日以前の生まれで公的年金等所得がある場合、公的年金等所得から15万円を限度に控除します。

土地・建物などの譲渡所得の特別控除と専従者控除は適用せず、専従者給与所得はないものとして所得を計算します。

※ 所得などの申告がない場合は、軽減されないことがあります。



### 国民健康保険の保険料率

区分	医療分 (加入者全員)	後期高齢者支援金分 (加入者全員)	介護分 ※(40歳から64歳の方)
所得割	(平成28年中の総所得金額等－33万円)×所得割率	6.59%	2.49%
資産割	平成29年度固定資産税額(土地・家屋)×資産割率	15.68%	8.08%
均等割	均等割×世帯内の加入者数	23,870円	9,730円
平等割	1世帯あたりの金額	26,740円	7,600円
賦課限度額		540,000円	160,000円

※65歳以上の加入者は別に介護保険料を納付するため、介護分の負担はありません。

※所得割の算定に用いる「総所得金額等」とは、給与所得や山林所得などの所得の合計額で、各種所得控除を差し引く前の金額です（退職所得は含みません）。土地・建物等の譲渡所得の特別控除後、純損失の繰越控除後、雑損失の繰越控除前の金額を合計します。

# { 国民健康保険 }

## { 後期高齢者医療保険 }

### 後期高齢者医療保険

#### ●保険料の決め方

均等割額 44,795円

+

※所得割額 所得割率8.97%

||

年間保険料 (限度額57万円)

※ 所得割額 = (総所得金額等 - 基礎控除 (33万円))  
× 0.0897

※ 総所得金額等とは、「公的年金収入 - 公的年金控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」等で社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額 (土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額)も総所得金額等に含まれます。

#### ●所得の低い方の軽減

##### ○所得割額の軽減について

軽減分の所得割額 =  
(総所得金額等 - 基礎控除 (33万円)) × 0.0897 × 0.2

2重線部分の金額が58万円以下の方は、所得割額が2割軽減されます。

※所得割額の特例軽減措置は、平成29年度で終了です。

##### ○均等割額の軽減について

世帯内の被保険者と世帯主の前年所得の合計額		軽減後の均等割額
33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員の所得額 (公的年金の所得は控除額を80万円として計算)が0円となる場合	9割軽減 4,479円/年
	上記以外の方	8.5割軽減 6,719円/年
33万円 + (27万円 × 被保険者数) 以下の場合		5割軽減 22,397円/年
33万円 + (49万円 × 被保険者数) 以下の場合		2割軽減 35,836円/年

⑥均等割額の軽減は、世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。ただし、次の①~④については所得割額で用いる総所得金額等とは取り扱いが異なります。

①「専従主が専従者へ支払った給与」または「専従主が専従者について必要経費に算入した控除額」は必要経費として適用されません(支払い側)。また、「専従主から専従者へ支払われた給与」または「専従主が専従者について必要経費に算入した控除額を基に入となった給与」は所得に含めません(受け取り側)。

②公的年金等に係る所得金額については、さらに15万円を上限に控除します。

③「居住用財産や取用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。

④雑損失の繰越控除の適用があります。

※後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等(国保および国保組合は除く)の被扶養者であった方については均等割額が7割軽減(年間保険料額13,438円)となり、所得割額の負担はありません。ただし、表中の均等割額の軽減にも該当する方については、いずれか高いほうの割合で軽減されます。

※所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。

※軽減判定は、賦課期日(当年4月1日または資格取得日)時点で行われます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方(65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方を含む)を対象とした医療制度です。

平成29年度の保険料は、次のとおりです。

#### 保険料の決め方

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりが保険料を納めます。保険料額は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」の合計額になります。

#### 保険料の納付方法

特別徴収(公的年金からの天引き)

次に該当する方などが対象です。

①年金受給額が年額18万円以上の方

②介護保険料が特別徴収で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1以下の方

普通徴収(納付書払・口座振替)

次のいずれかに該当する方

などが対象です。

①特別徴収の事由に該当しない方

②75歳になつたばかりの方

③他市区町村から大竹市へ引越したばかりの方

※特別徴収の対象となる方でも、希望する方は、申し出により口座振替で納付できます(事前に金融機関での手続きが必要です)。

#### 保険料額の決定

7月中旬に、保険料額決定通知書を送付します。